

平成13年度事業報告書

本会の概要

1. 事業内容

小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るとともに、小型自動車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とするため、次の業務を行う。

- (1) 小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行うこと。
- (2) 選手及び小型自動車の競走前の検査の方法、審判の方法その他小型自動車競走の実施方法に関し、小型自動車競走会を指導すること。
- (3) 選手の出場のあっせんを行うこと。
- (4) 審判員、選手その他の小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
- (5) 小型自動車その他の機械に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行うこと。
- (6) 小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
- (7) 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
- (8) 小型自動車競走法第16条の規定による交付金の受入れを行うこと。
- (9) (1)から(8)に掲げるもののほか、目的を達成するため必要な次の業務
 - (ア) 小型自動車競走会からの拠出金を受け入れ、施行者が行う小型自動車競走開催中の選手の宿泊施設の建設について、その建設に要する経費の全部又は一部を負担すること。
 - (イ) 小型自動車競走会からの拠出金を受け入れ、施行者が行う小型自動車競走の実施に必要な勝車投票券発売関連機器その他通商産業大臣が告示で定める機器の整備について、その整備に要する経費の全部又は一部を負担すること。
 - (ウ) 小型自動車競走会からの拠出金を受け入れ、小型自動車競走会の業務運営上緊急に資金が必要とされる場合において、当該小型自動車競走会に対し必要な資金の貸付けを行うこと。
 - (エ) 小型自動車競走の開催が事故等により中止され、又は途中で打ち切られた場合に、小型自動車競走会が被る損失を共済するための業務を行うこと。
 - (オ) 小型自動車競走に関する広報及び調査に関する業務を行うこと。

2. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

- (1) 主たる事務所
〒135-8072 東京都江東区有明3丁目1番地34号
- (2) 従たる事務所
該当なし

3. 当該事業年度末及び前事業年度末における資本金額及び政府からの出資額並びに当該事業年度におけるそれぞれの増減
該当なし

4. 役員の定数並びに役員ごとの氏名、役職、任期及び経歴

(平成14年3月31日現在)

役職	定数	氏名	任期	経歴
会長	1人	堀田俊彦	自 H13. 6.30 至 H16. 6.29	東京通商産業局長 (最終官職)
副会長	1人	該当なし		
理事	3人 以内	瀧澤昌人	自 H11. 9.10 至 H14. 9. 9	四国管区警察局長 (最終官職)
理事		上野 裕	自 H13. 1.31 至 H16. 1.30	国土庁長官官房審議官 (最終官職)
理事		森田昭康	自 H14. 1. 1 至 H16.12.31	日本小型自動車振興会企画部長
監事	2人 以内	小野昭夫	自 H13. 1. 6 至 H16. 1. 5	日本小型自動車振興会企画部長

5. 両事業年度末における職員の定数及び当該事業年度におけるその増減
職員定数(嘱託を含む) 83名(前年度末比増減なし)

6. 沿革
昭和25年 8月 小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)に基づき、社団法人
全国小型自動車競走会連合会(日本小型自動車振興会の前身)設立
昭和37年10月 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律(昭和
37年法律第84号)の施行により、日本小型自動車振興会設立(10
月1日)

7. 設立に係る根拠法の名称
小型自動車競走法(昭和25年5月27日法律第208号)

8. 主務大臣
経済産業大臣

9. 法第19条の15に規定する運営委員会の名称及び業務内容並びにその構成員の
氏名

(1) 名称
日本小型自動車振興会運営委員会

(2) 業務内容
本会会長の諮問に応じ、本会の小型自動車競走に関する業務の運営について調
査、審議する。

(3) 構成員の氏名(平成14年3月31日現在)
阿部輝彦(株)テレビ東京専務取締役)
宇賀道郎(財)日本自転車普及協会会長)
岡村幸四郎(川口市長)
小川誠子(財)日本棋院棋士)
北脇保之(浜松市長)
中島芳昭(日本商工会議所理事)
福江康広(株)日刊スポーツ新聞社編集局長)
山上智勇(前福岡県小型自動車競走会会長)

10. その他必要と認められる事項
特になし

当該事業年度における事業及び当該事業年度開始の前日に開始した各事業年度のうち必要と認められる事業年度における事業の実施状況
別紙「平成13年度事業実施状況」及び「過年度事業の実施状況」のとおり

当該事業年度及び必要事業年度における本会の借入金の借入先の名称、借入れに係る目的及び借入金額
該当なし

当該事業年度及び必要事業年度において本会が受け入れた国庫補助金等の名称並びに受入れに係る目的及び金額
該当なし

本会が議決権の過半数を実質的に所有している会社及び本会が議決権の100分の20以上、100分の50以下を実質的に所有し、かつ、本会が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社並びに本会の業務の一部又は本会の業務に関連する事業を行う公益法人その他の団体であって、本会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務等方針決定を支配し、又は財務等方針に対して重要な影響を与えることができるものに関する次に掲げる事項

1. 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等の概況

(1) 子会社及び関連会社
該当なし

(2) 関連公益法人等

(ア) 財団法人 車両競技公益資金記念財団

昭和50年4月に、本会及び日本自転車振興会（以下「本会等」という。）の行う公益の増進を目的とする補助事業を支援並びに補完することによりその補助効果を高め、もって国民福祉の向上に寄与することを目的として設立され、本会等の補助事業によって建築された各種施設の補修、改善等に対する助成等の事業を行っている。

(イ) 財団法人 小型車両振興協会

昭和54年9月に、国民生活と経済社会の動向に適合する小型車両及びその利用方式、利用施設等並びに小型自動車公営競技関連施設等に関する調査研究を行い、その成果の普及を図ることにより、国民生活と経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立され、小型車両及び小型自動車公営競技に関する調査研究事業等を行っている。

2. 関係会社の名称、住所、資本金、事業内容、役員の数及び代表者の氏名、職員数、本会の持株比率並びに本会との関係
該当なし

3. 関連公益法人等の名称、住所、基本財産、事業内容、役員の数及び代表者の氏名、職員数並びに本会との関係

(1) 財団法人 車両競技公益資金記念財団

(ア) 住所 東京都港区赤坂1丁目9番3号

(イ) 基本財産 148億円（平成14年3月31日現在）

(ウ) 事業内容

本会等の補助事業によって建築された各種施設の補修、改善等に関する助成

本会等の補助事業の対象となる事業の育成に係る助成

その他当該財団の目的を達成するため必要な事業

(I) 役員の数 8名（うち非常勤5名）

(オ) 代表者の氏名 理事長 志賀 學

(カ) 職員数 7名

(キ) 本会との関係

本会は、当該財団が前述の設立目的を達成するために実施する本会等の補助事業によって建築された各種施設の補修、改善等の助成等の事業のうち補助金交付申請があった事業に対し、補助金を交付している。

(2) 財団法人 小型車両振興協会

(ア) 住所 東京都港区西新橋3丁目20番4号

(イ) 基本財産 4億1千万円(平成14年3月31日現在)

(ウ) 事業内容

国民生活における小型車両の利用方法等に関する調査研究

国民大衆の志向に適合する小型自動車公営競技関連施設に関する調査研究

小型自動車公営競技に関する広報

その他当該財団の目的を達成するため必要な事業

(エ) 役員の数 7名(うち非常勤6名)

(オ) 代表者の氏名 理事長 森 孝

(カ) 職員数 6名(本会からの出向者1名)

(キ) 本会との関係

本会は、当該協会が前述の設立目的を達成するために実施する小型車両及び小型自動車公営競技に関する調査研究事業等のうち補助金交付申請があった事業に対し、補助金を交付している。

本会が対処すべき課題

小型自動車競走法に基づき、引き続きオートレースの公正かつ円滑な実施を図るとともに、小型自動車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を達成するため、事業の実施を図る。

「別紙」

平成13年度事業実施状況

第1部 小型自動車競走の公正かつ円滑な運営の確保に関する事業

1 小型自動車競走の審判員、選手及び競走車の登録

(1) 審判員の登録、登録更新等

登録については、審判員資格検定の申請がなされた7名に対して同検定を実施し、合格した7名のうち、2名を審判員として登録した。(5名は来年度登録予定)

登録更新については、登録有効期間が満了する審判員107名のうち、登録更新の申請がなされた107名に対して登録更新検定を実施し、合格した107名の登録を更新した。

登録削除については、審判員18名の登録を削除した。

(2) 選手の登録、登録更新等

登録については、昨年度実施した選手資格検定に合格した30名のうち、訓練期間中の負傷により、実地訓練を完了できなかった者2名を除く28名を選手制度の関係から本年度4月1日付けで、訓練期間中の負傷のため実地訓練を完了できなかった者2名は、それぞれ実地訓練の完了後、4月25日及び5月17日付けで選手として登録した。

登録更新については、登録有効期間が満了する選手355名から登録更新の申請がなされたので、全員の登録を更新した。

登録の削除については、選手19名の登録を削除した。

(3) 競走車の登録、登録更新等

登録については、所有選手から競走車登録検査の申請がなされた214車に対して同検査を実施し、合格した214車を競走車として登録した。

登録更新については、登録有効期間が満了する競走車504車のうち、所有選手から登録更新の申請がなされた487車に対して競走車登録更新検査を実施し、合格した487車の登録を更新した。

登録削除については、競走車63車の登録を削除した。

2 検査の方法、審判の方法その他小型自動車競走の実施方法に関する小型自動車競走会の指導

オートレースの公正、安全な競技運営を期するため、部門別に、小型自動車競走会実務担当者との連絡会議等を次のとおり実施し、開催業務に関する指導を行った。

(1) 審判業務

小型自動車競走開催業務及び小型自動車競走の統一的な運営等を図るため、審判長会議を実施した。

なお、本年度も全場発売を実施したSGオートレース等において、開催場の審判長の補佐役として他場の審判長2名を派遣し副審判長格として執務させ、審判体制の強化を図った。

(2) 番組編成業務

番組担当者会議を2回開催し、各場の番組担当者との意見交換を行うとともに番組編成方法等の統一について検討を行った。

(3) 検査業務

競走車の検査業務の適正かつ円滑な実施を図るため、委嘱検査員を対象に競走車構造基準等検査業務関連諸規程の習熟を目的とした研修会を実施した。

- 3 選手の出場あっせん等
 (1) 選手の出場あっせん
 選手出場あっせん調整基準等に基づき、各選手の級別稼働日数を勘案し、次のとおり出場あっせんを行った。

SGレース	5節	448名
G レース	13節	1,144名
G レース	12節	1,056名
普通レース	137節	12,103名
施設等改善レース	26節	2,308名
合計	193節	17,059名

- (2) 選手の級別の決定
 級別変更期（6カ月間）ごとに選手の競走成績を審査して、級別を決定した。

4 審判員及び選手等の養成及び訓練等

(1) 審判員の養成、訓練

養成については、小型自動車競走会から推薦のあった審判員志望者2名に対し、審判業務に必要な関係諸法規、審判実務等基本的事項を重点に教育を実施した。

訓練については、登録審判員のうち、審判長及び副審判長を対象に関係諸法規の正しい理解と審判実務の習熟を主眼として審判員中央訓練を、また登録審判員を対象に審判業務に必要な知識を習得し、審判執務の充実を図ることを主眼として、各小型自動車競走会ごとに審判員地方訓練を実施した。

(2) 選手の養成、訓練

養成については、前年度において第27期生全30名の教育の過程が終了し卒業証書を授与したが、訓練期間中負傷した2名に対しては、それぞれ配属予定レース場において実地訓練を行った。

また、第28期選手候補生の募集を平成13年9月1日～20日までの期間行い、応募者783名に対し入所第1次試験及び第2次試験を実施した。

訓練については、登録選手のうち（社）全日本オートレース選手会の支部役員を対象に公営競技のプロ選手としての自覚並びに社会人としての教養を高め、指導者としての素養の向上を主眼として指導者中央訓練を、また登録選手を対象に公営競技の選手として必要な教養を高めるとともに併せてプロ精神の向上を主眼として、本年度は埼玉、西日本、伊勢崎支部で地方訓練を実施した。

(3) 事故防止訓練

新人選手（27期生）に対し、指導員制度に基づき操縦及び整備関係の指導を行うとともに、登録選手全員を対象に走行、整備、スタート等の事故防止対策として、各選手会支部ごとに年4回の特別訓練を実施し、事故防止の徹底を図った。

(4) 表彰

審判員の表彰は、永年審判業務に従事し、成績が優秀で他の模範とするにたと認めた登録審判員に対し表彰を行っているが、今年度は該当者がなかったため実施しなかった。

選手の表彰は、年間において優秀な成績を収めた選手10名に対し、特別表彰を行ったほか、顕著な成績を収めた選手21名に対し、一般表彰を行った。

5 交付金の受入れ

小型自動車競走法第16条の規定に基づき、小型自動車競走施行者からの交付金の受け入れを行った。

6 施行者が建設する選手宿舎の建設に要する経費を負担する業務

伊勢崎市に対し選手宿舎の建設等に要する経費として、6,711,600円を支出した。

- 7 施行者が行う小型自動車競走の実施に必要な勝車投票券発売関連機器の整備に要する経費を負担する業務
本年度は、施行者からの要望がなかったため、負担金支払いは行わなかった。
- 8 小型自動車競走会の業務運営上緊急に資金が必要とされる場合の小型自動車競走会に対する貸付業務
本年度は、競走会からの要望がなかったため、貸付は行わなかった。
- 9 小型自動車競走の開催が事故により中止され、又は途中で打ち切られた場合に小型自動車競走会が被る損失を共済するための業務
群馬県小型自動車競走会の共済事故の発生に対し共済金として、2,915,000円を支出した。
- 10 小型自動車競走に関する広報及び調査
- (1) 小型自動車競走に関する広報
本会の運営状況その他についての公示を行うため、会報を発行するとともに(財)小型車両振興協会と連携を図りつつ、PR及び各種情報の提供を実施した。
特に、SGレースに対するファンの注目を高めるため、スポーツ新聞の紙面拡充に努めたほか、オートレースの構造改革、新競走成績審査方法、全国ランキング等に関する情報について、各媒体を通じて積極的に周知活動を行った。
また、PR誌「SPEED STAR(スピードスター)」を定期的に発行配布したほか、ホームページの更なる充実を図った。
さらに、選手との交流機会を増やすため、「ファン感謝祭」のほかSG優勝戦選手紹介プレゼンターをファンから募集し実施した。
- (2) 小型自動車競走に関する調査・研究
- (ア) オートレースの構造改革
これまでもオートレースの現状に鑑み、競走制度の改革等を実施してきたところではあるが、オートレースをとりまく環境の変化が一層激しくなっており、オートレース事業の存続のため、これまでの既成概念にとらわれることなく、業界の抜本的な構造改革に踏み込むことが必要であるとの共通認識のもと、小型自動車競走運営協議会において、今後の業界の進むべき方向性を的確に把握、集約した「オートレースの構造改革について」をとりまとめるとともに、その早急な具現化へ向けての検討を開始した。
- (イ) 競走制度改革の推進
原則として、すべての競走を審査対象とする新競走成績審査方法の適用に関し、特別オートレースのシード出場選手の決定(全国上位27名)については、平成13年7月から12月を第1回目の審査期間として導入し、同期間における全国上位100名の発表を行ったほか、選手の級別決定についても、平成14年1月から6月を第1回目の審査期間として導入した。
また、競走の安全確保の観点から、競走タイムが著しく不良な選手に対してのあっせん保留及び再検定制度を平成14年度から導入することを決定した。
- (ウ) 電話投票会員の拡大
電話投票会員の拡大のため実施された募集に協力し、推進を図った結果、平成13年度末の会員数は38,983名となり、前年度との比較で1,212名の増加となった。また、電話投票推進研究会を開催し電話投票売上増加策について検討を行った。
- (エ) 映像情報提供の推進
衛星(CS)放送については、施行者間の放送日についての調整を図り、ナイターレース開催の放送を含め、延べ390日間の実況中継の実施に協力した。
また、CATVについては、放映希望があった11局において実況中継の実施に協力した。

- (イ) ホームページ直前情報における天候及び走路情報の提供
ファンに対し車券購入情報提供の拡大と充実を図るため、平成13年4月からホームページ直前情報において、天候及び走路情報を閲覧可能とする機能追加を行った。
- (ロ) 専用場外車券売場等の設置推進
専用場外車券売場設置に向け有力案件の調査及び検討を行うとともに、大都市に立地し、他種公営競技と複合の施設の設置申請に向けた所要の調整を行った。
また、専用場外等本場以外の発売手段の積極展開を目的として売上向上に関する打ち合わせ会議を開催し、施行者の専用場外車券売場に対する理解を深めるとともに、具体的な案件の紹介を行った。
なお、専用場外車券売場「アレック越後」の来場及び販売促進に協力した。
- (ハ) 新投票方法の導入
ファンの要望も多かった新投票方法（3連単・3連複・ワイド）については、平成14年2月3日の開催からの導入へ向けて山陽町等に対し、円滑な導入に関する協力を行った。
- (ニ) 場間場外発売、ナイター発売の拡大のための調査・検討
場間場外発売の効率的な実施のため施行者間の調整等に協力した結果、延べ22節、合計369日の場間場外発売が実施された。
また、余暇時間の利用の多様化に伴う新規ファンの獲得を図るため、ナイター場外発売について、船橋、川口、飯塚及び山陽の各オートレース場におけるナイター場外発売の円滑な実施に協力した。
- (ホ) オートレース場及び周辺環境の改善のための調査・検討
新規ファンの獲得及び定着化並びに既存ファンの来場促進を図るため来場メリットを高める各種施策の実施のための検討及び協力を行った。
また、各場の実態に即したファンの観戦環境改善に資する施策の検討及び施行者等への協力を行った。
- (ヘ) 競走車及び同部品等の故障防止に関する調査研究
競走車及び同部品のレースでの使用の可否及び関係申し合わせ等に関し、競走車試験委員会において審議し、レースでの使用の承認及び関係申し合わせ等の改正を行った。
- (ヘ) 事故再発防止についての検討
事故再発防止委員会における検討
競走中の重大事故に鑑み一昨年度設置した「事故再発防止委員会」において、新しい防具の試作に着手したほか、その他の事故再発防止対策について専門の各委員会等に付託し、競走路の舗装基準の制定、競走車部品の改良研究等を行った。
なお、今後も防具の改良等の事故再発防止対策について、継続的に推進を行うこととなった。
罰則の強化
事故を未然に防止するため、「参加条件（罰則）の統一」について全面的に見直し、所要の改正を行うとともに、特に妨害行為等を繰り返す選手については、あっせん停止処分等の対象とする基準を整備し、平成14年度から適用することを決定した。

11 その他の業務

(1) 選手共済制度に対する助成

小型自動車競走法第22条の2の趣旨に基づき、選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行った。

(2) 情報公開

情報公開等については、業務方法書、選手養成所入所学科試験問題をホームページに掲載し、さらなる公開内容の充実を図った。

また、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の施行に向けて、文書管理体制の整備、本会所有文書の確認及び整理等を行った。

(3) 事務の合理化・効率化

L A Nシステムの効率的な利用を図るため、L A N活用検討委員会において本会L A Nシステムの活用方法等について検討するとともに、役職員のスキルアップを目的とした研修会を実施した。

(4) 外部評価及び外部監査制度

運営委員会において、本会業務の進捗状況、結果等について外部評価を行うこととした。

また、経理についても監査法人による外部監査を実施した。

(5) 事務所の移転

経費削減策の一環として、千代田区内幸町から江東区有明に事務所を移転した。

第2部 小型自動車その他の機械工業に関する事業の振興に関する事業

平成13年度のオートレースの収益金による小型自動車等機械工業振興補助事業計画については、同年度中に見込まれる財源の範囲内において、我が国経済の円滑な発展と国民生活の資質向上の要請に応えるため、機械工業における新規事業の創出等のための事業環境の整備、地域の機械工業と中小機械工業の事業展開、機械工業におけるエネルギー問題、環境問題等への対応、機械工業における国際交流の推進に関する各事業に総計59件、26.8億円の補助金交付の決定を行った。

事業別には、機械工業における新規事業の創出等のための事業環境の整備については、先端的な技術開発の推進や技術水準の維持・向上を図る事業等に合計27件、21.9億円を、地域の機械工業と中小機械工業の事業展開については、地域の特性を活かした事業活動を推進する事業等に合計14件、2.2億円を、機械工業におけるエネルギー問題、環境問題等への対応については、省エネルギーの推進や新エネルギー・石油代替エネルギーの開発・導入を図る事業等に合計11件、2.4億円を、機械工業における国際交流の推進については、経済ネットワークの構築等の国際経済交流を推進する事業等に合計7件、0.3億円の補助金交付の決定をそれぞれ行った。

また、平成14年度の振興事業について、官報、経済産業公報及び本会会報等に公示を行うとともに、インターネット上の本会ホームページにも掲載し、総計53件、29.7億円の補助金要望を受理し、平成14年4月の内定にむけて審査を行った。また、平成12年度等の事業において、補助事業の確定調査が完了していない団体に対して、確定調査を実施したほか、補助事業確定後の監査についても併せて実施した。

第3部 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に関する事業

平成13年度のオートレースの収益金による公益事業振興補助事業計画については、同年度中に見込まれる財源の範囲内において、我が国の公益の増進に資するため、体育の振興、社会福祉の増進、医療及び公衆衛生の向上、文教、環境その他の公益の増進、非常災害の復旧及び援護等に関する各事業に総計105件、25.2億円の補助金交付の決定を行った。

事業別には、体育の振興については、スポーツの啓発普及事業及び障害者を対象としたスポーツの振興事業等に合計9件、11.1億円を、社会福祉の増進については、児童福祉施設、老人福祉施設の建築整備事業及び知的障害者更生援護施設の諸事業、並びに福祉関係車両等の整備事業等に合計71件、8.8億円を、医療及び公衆衛生の向上については、がん・脳卒中・心臓病等の生活習慣病の基礎的研究に関する事業等に合計

5件、0.6億円を、文教、環境その他の公益の増進については、青少年の健全育成事業、自然環境の保護事業等に合計16件、3.7億円を、非常災害の復旧及び援護等に関する事業に合計4件、1.0億円の補助金交付の決定をそれぞれ行った。

また、平成14年度の振興事業について、官報、経済産業公報及び本会会報等に公示を行うとともに、インターネット上の本会ホームページにも掲載し、総計86件、33.4億円の補助金要望を受理し、平成14年4月の内定にむけて審査を行った。

また、平成12年度等の事業において、補助事業の確定調査が完了していない団体に対して確定調査を実施したほか、補助事業確定後の監査についても併せて実施した。

第4部 小型自動車その他の機械に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し資金の貸付けに関する事業
該当なし

過年度事業の実施状況

(単位：千円)

事業の種類	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
1. 小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行うこと	9,745	9,360	8,847	8,589
2. 選手及び小型自動車の競走前の検査の方法、審判の方法その他小型自動車競走の実施方法に関し、小型自動車競走会を指導すること	351	158	83	124
3. 選手の出場あっせんを行うこと	29,969	29,148	32,447	36,480
4. 審判員、選手その他の小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること	227,786	133,322	203,660	142,328
5. 小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること	3,710,597	3,100,762	3,004,710	2,686,264
6. 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること	3,273,945	2,758,254	2,504,863	2,498,697
7. その他(調査研究、広報活動費等)	701,737	482,512	464,004	481,315
合計	7,963,108	6,519,451	6,218,614	5,853,797

注：人件費等の管理費を除く